



令和元年6月1日  
発行所  
会津北部土地改良区  
〒966-0017  
喜多方市関柴町三津井字前田454-1  
TEL 0241-22-7356  
FAX 0241-22-7396  
URL www.aizuhokubu.or.jp  
E-mail info@aizuhokubu.or.jp



満水の日中ダム



目次

上空から

- ・ 理事長 通常総代会挨拶 ..... 2
- ・ 第43回通常総代会開催 ..... 3
- ・ 令和元年度 会計予算のあらまし ..... 4
- ・ 事業計画の概要 ..... 6
- ・ 賦課金基準額と納付のお願い ..... 8
- ・ 会津北部建設所新所長着任 ..... 10
- ・ 用排水維持管理委員の選任 ..... 11
- ・ 管内の事業実施状況 ..... 12
- ・ 改良区運営体制 ..... 14
- ・ お知らせとお願い ..... 15



## 通常総代会挨拶

会津北部土地改良区  
理事長 穴澤 晃

第四十三回通常総代会の開催にあたり一言、ご挨拶を申し上げます。

総代の皆様、国・県、並びに係市町村の皆様には、会津北部土地改良区の業務運営・事業推進にあたり特段の御支援、御協力を頂いておりますことに、衷心より厚く御礼と感謝を申し上げます。

今年は、例年になく雪が少なく穏やかな冬で、春の訪れが早く感じられます。当管内でも、本格的に春の訪れを感じるようになり、農家にとっては、春作業の準備など、何かと気ぜわしい季節になつてまいりました。

昨年は、日中ダムが供用開始されてから、経験したことのない異常渇水に見舞われ組合員の皆様をはじめ関係者の方々には多大なる御協力と御支援を賜りましたことに対し厚く御礼申し上げます。

さて、近年、農業農村を取り巻く情勢は、少子高齢化、過疎化等による農業の担い手不足や農業労働力の脆弱化、さらに耕作放棄地の増加の進行等の中で、かつてない変革期を迎え、農業経営にとって厳しい状況にあるなど、土地改良区を取り巻く情勢は、大きく変貌しています。

この様な中で、国においては、土地改良区の体制強化に向けた組織・運営に関する見直しを進め、昨年六月には改正土地改良法が成立し、今年、四月一日から施行されることになっております。

土地改良区では、平成三十一年度中に法改正に伴う定款・規約等の改正を行い適切な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化を図つてまいります。また、平成二十八年度に着工された国営会津北部かんがい事業や平成三十一年度の新規着工した県営水利施設等保全高度化事業も国・県をはじめ関係機関の御尽力により順調な進捗をみております。

今後、関係機関と協力しながら事業推進に努めてまいります。なお、本日は、平成三十一年度各会計の補正予算、並びに平成三十一年度事業計画、一般会計予算及び各特別会計予算等の全十七議案を提出いたしております。

総代の皆様には、慎重なる御審議をいただき全議案、満場一致の御議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、挨拶といたします。



## 第43回 通常総代会 開催される

第43回会津北部土地改良区通常総代会は、平成31年3月26日午後1時30分より当土地改良区大会議室において開催されました。総代定数50名現員数49名中45名の出席を得て、佐藤 雄一副理事長の開会のことばに続き、穴澤 晃理事長より挨拶があり、来賓として東北農政局会津北部農業水利事業建設所佐藤所長、喜多方市農山村振興課唐橋課長のご臨席のもと、代表として佐藤所長よりご挨拶をいただきました。

その後、議長選任について会議に諮った結果、塚原八一総代（塩川町）が選任され、議事録署名人には横山敏光総代（塩川町）石井善治総代（上三宮町）が指名され議事にはいりました。

中間監査報告、平成30年度一般会計及び各特別会計補正予算、平成31年度事業計画、一般会計並びに各特別会計予算関連、報告1件、議案17件について慎重に審議された結果、全議案が原案のとおり可決承認決定され、齋藤 勇庶務理事の閉会のことばで終了しました。



▲議長を務められた塚原八一総代



▲会津北部農業水利事業建設所 佐藤所長

### 提出議案

- 報告第1号 平成30年度中間監査報告について
- 議案第1号 平成30年度一般会計収入支出補正予算について
- 議案第2号 平成30年度決済金特別会計収入支出補正予算について
- 議案第3号 平成30年度日中ダム等維持管理事業特別会計  
収入支出補正予算について
- 議案第4号 平成30年度基幹水利施設管理事業特別会計  
収入支出補正予算について
- 議案第5号 平成30年度大平沼小水力発電所特別会計  
収入支出補正予算について
- 議案第6号 平成30年度積立金特別会計収入支出補正予算について
- 議案第7号 平成31年度事業計画について
- 議案第8号 平成31年度賦課金の賦課徴収について
- 議案第9号 平成31年度一般会計収入支出予算について
- 議案第10号 平成31年度決済金特別会計収入支出予算について
- 議案第11号 平成31年度日中ダム等維持管理事業特別会計  
収入支出予算について
- 議案第12号 平成31年度基幹水利施設管理事業特別会計  
収入支出予算について
- 議案第13号 平成31年度国営造成施設管理体制整備促進事業特別会計  
収入支出予算について
- 議案第14号 平成31年度大平沼小水力発電所特別会計  
収入支出予算について
- 議案第15号 平成31年度遠田貝沼揚水機等維持管理事業特別会計  
収入支出予算について
- 議案第16号 平成31年度遠田第二揚水機維持管理事業特別会計  
収入支出予算について
- 議案第17号 平成31年度積立金特別会計収入支出予算について



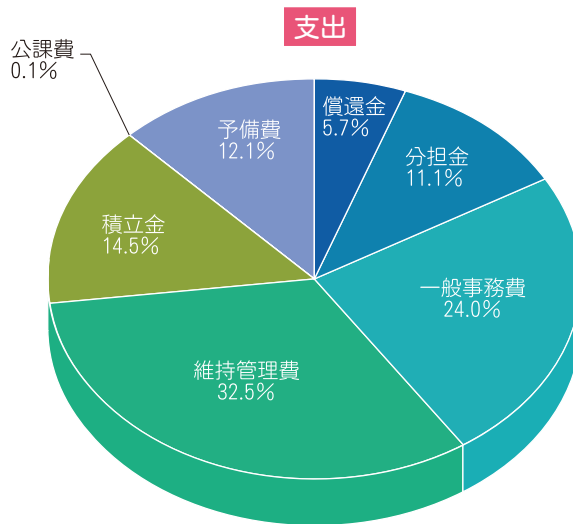
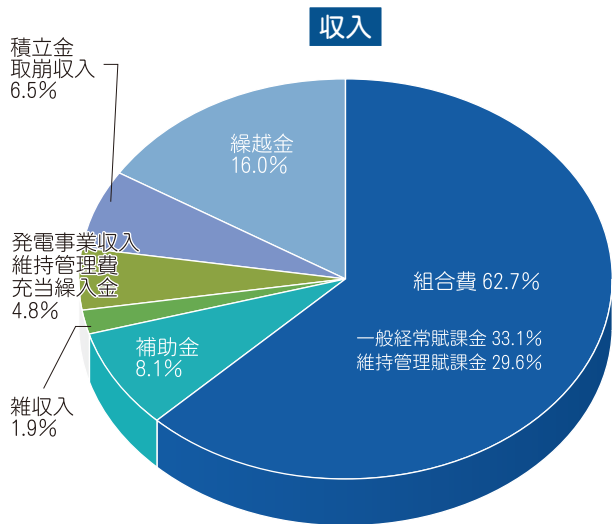
▲議案説明・審議・採決の様子

# 令和元年度 会計予算のあらまし

## 一般会計

日中ダム等維持管理事業・遠田貝沼維持管理事業・遠田第二維持管理事業各特別会計  
 国営造成施設管理体制整備事業特別会計 5会計

収入支出予算総額 186,901,500円 構成比



## 一般会計

収入支出予算総額 82,282,700円

収入

支出

項目	本年度予算額	付記	項目	本年度予算額	付記
組合費	61,581,000	一般経常賦課金 52,014,000 償還特別賦課金 計20地区 9,567,000	償還金	10,536,000	各地区事業償還金
			負担金	203,500	
			公課費	100,000	諸税負担金
			事務費	42,058,000	総代会費・事務運営費
補助金	945,000	市補助金	研修費・諸費	450,000	
雑収入	3,302,000	手数料ほか	事務所費	1,935,000	
繰入金	54,700	地区除外決済 償還充当分	財産費	1,800,000	
前年度繰越金	16,400,000		繰出金	10,254,000	3水系維持管理事業積立金特別会計への積増
			予備費	14,946,200	

## 日中ダム等維持管理事業特別会計

収入支出予算総額 84,520,000円

収入

支出

項目	本年度予算額	付記	項目	本年度予算額	付記
組合費	50,032,000	日中ダム・日中ダム水系各管理対象施設の維持管理費賦課金	分担金	20,570,000	県営水利整備事業 受益者負担金
			維持管理費	42,163,000	日中ダム水系 管理対象各施設の維持管理費 日中ダム管理費負担金 16,511,000
補助金	4,953,000	日中ダム管理費負担市町村補助金	負担金	1,483,000	八方頭首工基幹水利施設管理事業受益者負担金・県土連特別賦課金
管理費	718,000	日中幹線共同区間管理費市水道課			
使用料	10,000	施設使用料	公課費	200,000	諸税負担金
繰入金	21,000,000	県営事業分担金充当積立金取崩売電収入土地改良施設維持管理費充当分の繰入 (大平沼発電特会)	繰出金	15,866,000	補助事業各特別会計への繰出国営負担金積立金への積増 14,645,000
雑収入	122,000	手数料ほか	事務費	250,000	資材費等消耗品費
前年度繰越金	7,685,000		予備費	3,988,000	

遠田貝沼揚水機等維持管理事業特別会計 収入支出予算総額 6,979,400円

収入

支出

項目	本年度予算額	付記	項目	本年度予算額	付記
組合費	3,930,000	遠田貝沼揚水機等維持管理費賦課金	維持管理費	4,315,000	揚水機電気料・管理人賃金 点検整備費ほか
繰入金・雑収入	400		事務費・繰出金	245,100	
前年度繰越金	3,049,000	手数料ほか	予備費	2,419,300	

遠田第二揚水機維持管理事業特別会計 収入支出予算総額 1,608,300円

収入

支出

項目	本年度予算額	付記	項目	本年度予算額	付記
組合費	949,000	遠田第二揚水機維持管理費賦課金	維持管理費	1,120,000	揚水機電気料・管理人賃金 点検整備費ほか
繰入金・雑収入	300		事務費・繰出金	8,100	
前年度繰越金	659,000		予備費	480,200	

国営造成施設管理体制整備促進事業特別会計 収入支出予算総額 11,511,100円

収入

支出

項目	本年度予算額	付記	項目	本年度予算額	付記
補助金	8,500,000	国・県・市町村補助金	管理費	10,630,000	操作運転・点検整備・施設管理費
繰入金・雑収入	1,000,100	消費税相当分	事業推進費・事務費	150,000	多面的機能啓蒙普及活動費
前年度繰越金	2,011,000		予備費	731,100	

基幹水利施設管理事業八方頭首工 受託事業特別会計 収入支出予算総額 8,028,100円

収入

支出

項目	本年度予算額	付記	項目	本年度予算額	付記
受託料	3,489,000	基幹水利施設管理事業操作受託料(喜多方市)	管理費	4,160,000	八方頭首工操作運転費・管理費
繰入金・雑収入	220,100	消費税相当分の繰入	事務費・公課費	320,000	消耗品費・受託消費税
前年度繰越金	4,319,000		予備費	3,548,100	

大平沼小水力発電所 発電事業特別会計 収入支出予算総額 43,784,100円

収入

支出

項目	本年度予算額	付記	項目	本年度予算額	付記
売電収入	27,200,000	国営保全対策工事により減収の見込み	発電所管理費	26,762,000	発電所人件費・点検整備費 ダム水系施設電気料 6,500,000
繰入金	11,000,000	欠損調整積立金繰入	事務費・公課費	1,550,000	発電事業に係る消費税
雑収入	100		繰出金	10,636,000	ダム水系土地改良施設管理費 充分の繰入
前年度繰越金	5,584,000		予備費	4,836,100	

決済金特別会計 収入支出予算総額 3,445,100円

積立金特別会計

積立金 各特別会計	収支予算額(円)	付記
財政調整準備積立金	163,127,000	長期運営資金財政均衡・災害準備・償却資産積立
国営事業負担金積立金	201,039,000	国営事業償還積立(目標額370,000,000)
日中ダム等維持管理費積立金	159,188,000	日中ダム水系各施設の維持管理積立
遠田貝沼揚水機等維持管理費積立金	16,130,200	遠田貝沼揚水機の維持管理積立
遠田第二揚水機維持管理費積立金	3,147,300	遠田第二揚水機の維持管理積立
決済金積立金	21,330,000	地区除外決済金積立
職員退職給与引当積立金	33,888,000	職員退職給付引当
大平沼小水力発電所整備補修引当金等積立金	74,515,000	整備補修引当・欠損調整・災害準備・建設改良 各積立

# 令和元年度事業計画

## 1. 地区面積および組合員数

市町村	旧喜多方市	塩川町	熱塩加納町	北塩原村	会津坂下町	湯川村	計
項目							
地区面積 (ha)	2,805.0	1,219.4	590.1	161.4	7.9	1.4	4,785.2
田	2,782.1	1,219.4	543.8	161.4	7.9	1.4	4,716.0
畑	22.9	0.0	46.3	0.0	0.0	0.0	69.2
組合員 (人)	2,217	818	558	153	37	1	3,784

## 2. 事業実施計画

### (1) 国営会津北部かんがい排水事業

地区名	区分	全体	平成30年度まで	令和元年度計画	令和2年度以降	付記
会津北部	事業量	国営造成施設 保全対策工	八方幹線用水路 保全対策工	八方頭首工 保全対策工	国営造成施設 保全対策工	国 66.66% (2/3) 県 17.00% 市町村 8.17% 受益者 8.17%
		下台幹線用水路 保全対策工	大平沼取水塔 保全対策工	大平沼小水力 発電所改修	測量試験費	
		水管理システム 機側計装機器更新	日中幹線用水路 実施設計	測量試験費		
	測量試験費	頭首工実施設計	実施設計	測量試験費		
	営繕費等事務費	営繕費等事務費	営繕費等事務費	営繕費等事務費		
	事業費	5,615,000千円	1,081,000千円	概算520,000千円	4,014,000千円	工期 H28~R5 (8年間)

### (2) 県営水利施設等保全高度化事業（一般型（基幹水利施設保全型））

地区名	区分	全体	平成30年度まで	令和元年度計画	令和2年度以降	付記
会津北部	事業量	県営造成頭首工 用水路	三吉用水路 保全対策工	松野本頭首工 三吉頭首工	県営造成施設 保全対策工	国 50.00% 県 25.00% 市町村 8.00% 受益者 17.00%
		施設機械保全対策 用水路保全対策		綱取用水路 保全対策工	測量・実施設計	
	測量試験費	頭首工実施設計	実施設計	測量・実施設計		
	事業費	500,000千円	20,000千円	121,000千円	359,000千円	工期 H30~R4 (5年間)

### (3) 県営日中ダム管理事業

全体事業費	区分		財産所有者		施設管理者	持分
80,889千円	共同事業 4者を代表して 県土木部が管理	持分 財産 管理 共通	治水	福島県土木部	日中ダム管理所	47.5%
			農水	農林水産省東北農政局		福島県農林水産部 (国からの管理受託)
			上水	喜多方市水道課		3.0%
			発電	東北自然エネルギー(株)※水利使用規則農業用水完全従属		0.5%

会津北部土地改良区の日中ダム管理費負担額は対象事業費 × 49% × 約45% = 16,511千円（うち30%は市町村より補助）

### (4) 団体営事業

事業名	事業費	事業実施主体	付記
基幹水利施設管理事業 八方頭首工	5,411千円	喜多方市・北塩原村・会津坂下町	うち管理協定書による土地改良区への 操作委託費 3,489千円
国営造成施設管理体制整備促進事業	8,500千円	喜多方市・北塩原村・会津坂下町	多面的経費支援 補助率37.5%
大平沼小水力発電所維持管理事業	26,762千円	会津北部土地改良区	計画売電収入 年間 約34,500千円

### 3. 維持管理事業計画

#### (1) 管理対象施設 ※会津北部土地改良区が直接管理を実施する施設

施設名	水系	河川	造成主体	所有	形態	受益面積 (ha)	諸元・付記
中央管理センター		—				4,558.2	TM/TC 親局1 子局27 (国19・県8) 遠隔操作・監視・情報記録
松野頭首工		濁川	農林水産省	農林水産省	受託	518.9	可動堰 河川ゲート4門 取水工右岸
下台頭首工		田付川				445.7	可動堰 河川ゲート1門 取水工左岸
塩川頭首工		田付川				522.2	可動堰 河川ゲート2門 取水工左岸
大平沼ダム		濁川	福島県 (農林水産省)	農林水産省 土地改良区	受託譲与	609.9	堤体:県営災害復旧 取水放流:国営かん排 S43 河川法 H 3 ダム
大平沼小水力発電所		濁川	農林水産省	農林水産省	受託	—	最大出力570kw
関柴ダム		姥堂川	福島県 (農林水産省)	農林水産省 土地改良区	受託譲与	471.2	堤体:県営大規模かん排 取水放流:国営かん排 S34 河川法 H 3 ダム
半在家頭首工		濁川	福島県	土地改良区	譲与	173.7	固定堰 土砂吐ゲート1門 取水工右岸
松野本頭首工		濁川	福島県	土地改良区	譲与	392.1	可動堰 河川ゲート4門 取水工右岸
慶徳頭首工		濁川	福島県	土地改良区	譲与	178.9	ゴム堰 河川ゲート4門 取水工左岸
一の堰頭首工		田付川	福島県	土地改良区	譲与	149.8	起伏堰 河川ゲート3門 取水工左岸
堂畑頭首工		姥堂川	福島県	土地改良区	譲与	129.4	ゴム堰 河川ゲート2門 取水工右岸
綱取頭首工		大塩川	福島県	土地改良区	譲与	328.2	固定堰 土砂吐ゲート1門 取水工右岸
諏訪頭首工		大塩川	福島県	土地改良区	譲与	104.9	ゴム堰 河川ゲート2門 取水工左岸
三吉頭首工		大塩川	福島県	土地改良区	譲与	244.8	可動堰 河川ゲート2門 取水工右岸
栗生沢堰		押切川	福島県	土地改良区	譲与	35.2	既設利用・県ぼ改修
中江堰		濁川	県(河川)	土地改良区	譲与	44.1	濁川河川改修補償施設
小塩堰		大塩川	県(河川)	土地改良区	譲与	41.0	大塩川河川改修補償施設
幹線用水路		—	農林水産省	農林水産省	受託	—	5路線 日中幹線用水路の一部区間は上水(市水道課)と農水(国)の共同財産
支線用排水路		—	県・土改区	土地改良区	譲与等	—	県営かん排・団体営かん排など
中の沢揚水機		—	土改区	土地改良区	土改区	8.8	松野右岸掛
無行帰沼	田付川	田付川	自然沼・県	土地改良区	土改区	13.5	ため池
遠田貝沼揚水機場	日橋川揚水機	日橋川	福島県	土地改良区	譲与	206.9	遠田貝沼揚水樋管
遠田第二揚水機	日橋川揚水機	日橋川	国補償(県)	土地改良区	譲与	29.7	日橋川河川改修補償施設

上記対象施設の整備・点検・維持管理を実施し、会津北部土地改良区用排水維持管理委員会並びに水系毎に組織されている水利委員会と協議、協力しながら、受益地域の効率的かつ安定的な用水供給を行う。

#### (2) 他の団体による管理施設

施設名	水系	河川	造成主体	所有	施設管理者	形態	受益面積 (ha)	諸元	付記
日中ダム	日中ダム	押切川	農林水産省 福島県	持分比率による	県土木部【代表】 県農林水産部 喜多方市水道課 東北自然エネ㈱	所有 受託 所有 所有	4,558.2	<b>【非洪水期 11月1日～6月13日】</b> 満水位 総貯水量 24,600千 <sup>m</sup> 標高480m 有効貯水量 23,100千 <sup>m</sup> <b>【洪水期 6月14日～10月31日】</b> 満水位 洪水調整容量 11,000千 <sup>m</sup> 標高463m 農業用水容量 11,300千 <sup>m</sup> 水道用水容量 800千 <sup>m</sup>	国営かんがい排水事業 押切川総合開発事業
八方頭首工			農林水産省	農林水産省	喜多方市【代表】 北塩原村 会津坂下町	受託	2,768.3	可動堰 河川ゲート4門 取水工両岸	

会津北部土地改良区は

日中ダム管理者代表日中ダム管理所、喜多方市水道課、八方頭首工管理者代表喜多方市農山村振興課と相互に情報を共有し、気象状況・河川流況などを総合的に勘案しながら  
 各々の合意のもとダム放流量・頭首工取水量・日中幹線用水路取水量を決定調整し、管内の用水運用を行う。

令和元年度 賦課基準

期限内の納入にご協力ください

	前 期	後 期
賦 課 発 行 日	6月14日	9月13日
納 入 期 限	7月18日	10月17日

10aあたり賦課金基準額

賦 課 種 別	賦課金総額 (円)	対象面積 (a)	10aあたり賦課単価				賦課発行日	納入期限	付 記
			年 度 賦課金	前 期 分		後 期 分			
一般会計 経常賦課金	51,955,000	470,247	<b>1,100</b>	田 550	田 550	前期 6月14日 後期 9月13日	<b>7月18日</b> <b>10月17日</b>		
		6,926	<b>330</b>	畑 165	畑 165				
一般会計 無行帰沼分	59,000	1,355	<b>440</b>	田 440		前期 6月14日	<b>7月18日</b>	無行帰沼掛	
一般会計 県営・団体営 償還賦課金	5,164,000	452,701	<b>114</b>	田 57	田 57	前期 6月14日 後期 9月13日	<b>7月18日</b> <b>10月17日</b>	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	
		789	<b>55</b>	田 28	田 27				
日中ダム等 維持管理事業賦課金	50,032,000	454,845	<b>1,100</b>	田 550	田 550	前期 6月14日 後期 9月13日	<b>7月18日</b> <b>10月17日</b>		
遠田貝沼揚水機等 維持管理事業賦課金	3,930,000	20,689	<b>1,900</b>	田 950	田 950				
遠田第二揚水機 維持管理事業賦課金	949,000	2,967	<b>3,200</b>	田 1,600	田 1,600	前期 6月14日 後期 9月13日	<b>7月18日</b> <b>10月17日</b>		
県営高堂太ほ場整備 償還賦課金	267,000	6,216	<b>431</b>	田 216	田 215				
県営喜多方南部土地総 償還賦課金	541,000	11,849	<b>457</b>		田 457	後期 9月13日	<b>10月17日</b>	令和元年度 償還完了	
県営喜多方南部土地総 上江工区 償還賦課金	270,000	1,952	<b>1,386</b>		田 1,386			令和元年度 償還完了	
県営関柴南部土地総 償還賦課金	279,000	7,375	<b>379</b>	田 379		前期 6月14日	<b>7月18日</b>		
県営関柴南部土地総 暗渠排水 償還賦課金	78,000	445	<b>1,753</b>	田 1,753					
県営北山土地総 暗渠排水 償還賦課金	512,000	1,580	<b>3,241</b>		田 3,241	後期 9月13日	<b>10月17日</b>	令和元年度 償還完了	
県営北山土地総 客土 償還賦課金	198,000	453	<b>4,384</b>		田 4,384			令和元年度 償還完了	
県営諏訪経営体基盤整備 償還賦課金	916,000	3,325	<b>1,368</b>		田 1,368	後期 9月13日	<b>10月17日</b>	旧喜多方市	
		3,954	<b>1,168</b>		田 1,168			旧塩川町	
県営諏訪経営体基盤整備 暗渠排水 償還賦課金	148,000	1,143	<b>1,301</b>		田 1,301	後期 9月13日	<b>10月17日</b>		
県営諏訪経営体基盤整備 客土 償還賦課金	38,000	195	<b>1,998</b>		田 1,998				
県営天井沢経営体基盤整備 償還賦課金	674,000	5,515	<b>1,223</b>		田 1,223	後期 9月13日	<b>10月17日</b>		
県営天井沢経営体基盤整備 暗渠排水 償還賦課金	37,000	421	<b>879</b>		田 879				



賦課種別	賦課金額 (円)	対象面積 (a)	10aあたり賦課単価			賦課発行日	納入期限	付記
			年度 賦課金	前期分	後期分			
県営天井沢経営体基盤整備 客土 償還賦課金	3,000	30	1,226		田 1,226	後期 9月13日	10月17日	
県営天井沢経営体基盤整備 区画整理 第1工区 償還賦課金	10,000	80	1,343		田 畑 1,343			
県営天井沢経営体基盤整備 区画整理 第2工区 償還賦課金	25,000	60	4,328		田 4,328			
県営沼川ため池等整備 償還賦課金	45,000	1,170	385	田 385		前期 6月14日	7月18日	
県営反田経営体基盤整備 償還賦課金	334,000	3,923	853		田 畑 853	後期 9月13日	10月17日	
県営反田経営体基盤整備 暗渠排水 償還賦課金	5,000	68	750		田 750			
県営反田経営体基盤整備 客土 償還賦課金	23,000	77	3,000		田 3,000			

賦課金の算定は毎年4月1日の会津北部土地改良区土地原簿面積が対象です。

令和元年度の賦課金は 一般経常賦課金(田・畑 無行帰沼)、日中ダム等維持管理事業賦課金、遠田貝沼揚水機等維持管理事業賦課金、遠田第二揚水機維持管理事業賦課金いずれも前年度と同様の賦課金額です。その他の事業特別償還賦課金は各地域で事業を実施した際の受益者負担金の償還金であり、公庫資金長期借入金の年次償還(返済)額です。県営高堂太地区ほ場整備事業並びに県営喜多方南部地区土地改良総合整備事業、県営北山地区土地総事業の各特別償還賦課金は本年度をもって償還完了となります。

## 賦課金納付のお願い



会津北部土地改良区では従来より大平沼小水力発電事業による売電収入の確保や国・県補助事業の積極的な取り組みなどにより組合員みなさまの維持管理費負担軽減を図っているところです。

賦課金は会津北部土地改良区維持管理事業計画書(県知事認可)に定める施設維持管理事業 国営・県営造成大規模基幹的施設の保全長寿命化対策事業、日中ダム管理事業の受益者負担金 運営事務費などの主要な財源であり**重要なもの**です。

納入の遅延や未納となりますと上記の事業遂行やそれらを支える組織運営に支障をきたします。公平な費用負担の面からも納付期限内に納入くださいますよう **ご理解とご協力をお願いいたします。**

また、期限までに納付いただけないと、滞納の日数に応じて年率**9.3%**の延滞利息が加算されてしまいますので、期限内の納入をお願いいたします。

◎賦課金の納入には**口座振替を是非ご利用ください。**【ご利用できる金融機関】

1. JA会津よつば管内各支店(喜多方中央・喜多方・熱塩加納・塩川・北塩原・広瀬)
2. ゆうちょ銀行

※賦課金の領収書を紛失した場合、領収書の再発行はできません。  
領収書に代わるものとして賦課金納入証明書を発行しますが1件100円の発行手数料が必要となりますので賦課金の領収書は大切に保管してください。

## 口座振替をご利用中のみなさまへのお願い

通帳からの振替日(口座引落日)は納入期限と同日の前期分7月18日・後期分10月17日です。お手数をお掛けして恐縮ですが、納入期限の前日までに、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

賦課金や納付に関するご相談は ◆総務課 賦課徴収係◆ までお問合せください。

TEL 0241-22-7356

# 会津北部 農業水利事業 建設所

国営会津北部かんがい排水事業の実施主体である会津北部農業水利事業建設所へ新所長が着任され、ご挨拶をいただきました。

## 農林水産省東北農政局 会津南部農業水利事業所 会津北部農業水利事業建設所 和田所長 着任ご挨拶

4月の異動で秋田市の西奥羽土地改良調査管理事務所から会津北部農業水利事業建設所長に赴任して参りました。会津北部土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃より、会津北部農業水利事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り心から厚く御礼申し上げます。

私は、今回で福島県内の勤務は3度目になります。最初は、新規採用(昭和61年度～63年度)の郡山東部開拓建設事業所、2度目は、平成24年度から25年度にかけての阿武隈土地改良調査管理事務所、そして今回が3度目となります。特に、阿武隈土地改良調査管理事務所では、河川協議の担当として、水利権・取水管理、河川工作物等の検査などで、会津北部土地改良区の皆様には、大変お世話になりました。今回、約5年ぶりに当時のご担当の方とも再会し、また一緒に仕事ができることを、大変うれしく思っているとともに、三代目の所長として、本事業が円滑に進むよう誠心誠意努力する所存でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

事業着工後、4年目となる本年度は、大平沼取水施設の改修工事、八方頭首工・下台頭首工の改修工事、日中・八方・関柴幹線用水路の改修工事、大平沼小水力発電施設の更新工事などを予定しております。



工事の実施に際しましては、多くの方にご不便、ご迷惑をおかけすることと思いますが、何卒、本事業へのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

建設所では、本年度から技術専門官が新設となり、非常勤職員2名を含め12名体制で業務を実施します。少ない人員ではありますが、職員一丸となって地域の農業の発展のため、本事業の推進に努めて参りますので、引き続き、ご支援ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、今後の会津北部土地改良区の益々のご繁栄をお祈り申し上げます。

### 1. 国営かんがい排水事業の進捗状況 ※ 平成30年度補正予算2.30億円+令和元年度当初予算6.35億円の計

総事業費 54.0億円	平成30年度まで 10.8億円	令和元年度 8.65億円 ※
<b>【工事計画】</b> ①日中ダム・大平沼・関柴ダム 取水施設の改修 ②松野・八方・下台・塩川頭首工の改修 ③日中・八方・下台・関柴・塩川 幹線用水路の改修 ④水管理施設の更新 ⑤大平沼小水力発電施設の更新 関柴小水力発電施設の新設	(平成30年度までの実施状況) ①大平沼・関柴ダム取水施設 の調査設計 ②松野・八方・下台・塩川頭首工 の調査設計 ③八方・関柴幹線用水路の改修工事 ④水管理施設の調査設計 ⑤大平沼小水力発電施設の調査設計 関柴小水力発電施設の調査設計	(令和元年度の実施予定) ①大平沼取水施設の改修工事 ②八方・下台頭首工の改修工事 ③日中幹線用水路の調査設計 日中・八方・関柴幹線用水路 の改修工事 ④水管理施設の調査設計 ⑤大平沼小水力発電施設の更新工事

### 2. 会津北部農業水利事業建設所 職員紹介

氏名	役職	担当業務	出身地
和田 孝 ※	所長	総括	青森
吉田 弘明 ※	工事課長	副総括	富山
古関 淳一	建設所付	調査設計・工事関係・対外協議	秋田
佐川 裕司 ※	技術専門官	対外協議・工事関係・調査設計	宮城
熊谷 純子	庶務係長	庶務・工事事務関係	宮城
高橋 猛 ※	用地補償係長	用地補償関係	新潟
佐藤 吉信	行政専門員	用地補償関係	福島
片平 幸一	設計係長	予算管理・調査設計・工事関係・対外協議	福島
渡 直樹	工事係長	調査設計・工事関係・対外協議	埼玉
浅野 侑也	工事係員	調査設計・工事関係・対外協議	宮城
菊池 直子	非常勤職員	庶務関係	福島
五十嵐 孝	非常勤職員	運転手	福島

※ 4月から着任しました。よろしくお願いたします。



▲ 会津北部建設所事務所

# 令和元年度 用排水維持管理委員選任

水は大切な資源です。  
ルールを守って利用しましょう！  
掛け流しはやめましょう！

用排水維持管理委員会は受益地域内における用水運用配分を円滑にし、土地改良施設の適正な維持管理をはかるために組織されております。

下記のとおり各地域の水利委員会委員長の方々が選任されました。

## 会津北部土地改良区 用排水維持管理委員会

(敬称略)

水利委員会名	委員長氏名	行政区	水利委員会名	委員長氏名	行政区
担当代表理事	山 田 義 人	塩川町 (西鑑沼)	松野左岸用水路	生 井 義 二	豊川町 (長尾)
担当理事	岩 崎 茂 治	慶徳町 (豊岡)	松野右岸用水路	遠 藤 満	慶徳町 (舞台田)
担当理事	猪 俣 孝 司	熱塩加納町 (日中中)	慶徳左岸用水路	柏 木 剛	塩川町 (能力)
八方幹線1.2.3号分水	田 中 洋 一	松山町 (吉志田)	慶徳右岸用水路	梁 田 孝	慶徳町 (新宮)
八方幹線4.5.6号分水	五十嵐 信 幸	岩月町 (下岩崎)	日中幹線1.2.3号分水	遠 藤 昭 人	熱塩加納町 (日中上)
八方幹線8号分水	原 稔	岩月町 (大沢)	日中幹線4号分水	瓜 生 盛 雄	松山町 (赤崎林)
下台八方幹線9号分水	阿 部 博	岩月町 (下台)	日中幹線5.6号分水	山 口 功	熱塩加納町 (五目)
八方幹線11号分水	坂 内 邦 男	岩月町 (稲田)	日中幹線7.8号分水	飯 野 一 男	熱塩加納町 (田中)
八方幹線13号分水	原 好 雄	関柴町 (小松)	半在家頭首工	原 元 幸	熱塩加納町 (半在家)
綱取八方幹線17号分水	須 藤 節 男	熊倉町 (熊倉下)	中江堰	石 井 和 広	上三宮町 (下三宮)
諏訪頭首工	安 藤 達 也	塩川町 (宮ノ目)	宇津野栗生沢堰	宇 川 君 男	熱塩加納町 (栗生沢)
三吉幹線	渡 部 公 仁	塩川町 (中ノ目)	沼川	菊 地 善 一 郎	岩月町 (治里)
一の堰頭首工	三 橋 信 一 郎	豊川町 (一の堰)	遠田貝沼	星 清 太 郎	塩川町 (下遠田)
塩川幹線用水路	慶 徳 安 彦	塩川町 (台)	遠田第二	福王寺 與 行	塩川町 (下遠田)
松野本右岸用水路	田 中 忠 則	上三宮町 (五分一)			

会津北部土地改良区では、降雨や気象状況、ダム貯水量や河川流況を総合的に勘案しながらダム放流量、頭首工取水量、分土工分水量、揚水機取水量を判断し、用排水維持管理委員会との協議調整のもと管内の用水運用を行っております。

用水量調整のご要望は、まず各地区の水利委員会・水利委員へご相談のうえ土地改良区までご連絡ください。

◆事業管理課◆ TEL 0 2 4 1 - 2 2 - 7 3 5 6

水利委員会と協議したうえで、当区管理対象施設の取水量を調整いたします。

なお、水量変更後の各地域間の分水調整は水利委員会、水利委員・役員の方々へお願いしております。

用水は無限ではなく限りある貴重な資源であり財産です。先人の方々の努力の結晶と組合員みなさまの経費負担によって配水されています。

水田への掛け流しは他の組合員への迷惑となり用水不足の原因となりますのでお止めください。

各地域の取り決めと各水利委員会の指示に従ってご利用ください。



# 管内の事業実施状況

改良区管内で実施中の  
さまざまな事業の紹介です。

## 国営会津北部かんがい排水事業

平成28年に着手した国営会津北部かんがい排水事業は関係機関のご尽力のもと順調に進捗しております。平成30年度は八方幹線用水路の電気防食対策、八方幹線・関柴幹線用水路の仕切弁更新、水管理システム全面更新に先立ち施設の諸元データを計測する水位計流量計の更新が実施されました。



▲パイプライン仕切弁交換工事



▲鋼管接続部 電気防食対策



▲幹線用水路水位計更新(電波式水位計・超音波流量計)



▼令和元年度対策工事開始予定の大平沼取水塔



## 県営水利施設等保全高度化事業会津北部地区

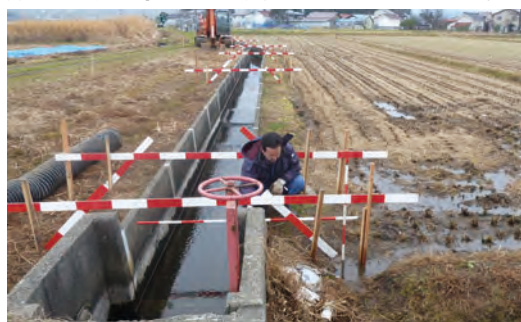
本事業は平成30年に採択された新規事業です。県営かんがい排水事業によって造成された頭首工の施設機械計測機器の更新および保全対策、支線用水路の長寿命化保全対策工事を5年間で実施いたします。初年度は経年劣化や地下水位上昇に起因する三吉用水路(受益面積244.8ha)の不等沈下対策工事が実施されました。

▼監督員による丁張確認

発注：福島県会津農林事務所  
施工：江川建設重機(喜多方市)



▲不等沈下の状況



▲施工前

◎工事完了!◎



▲施工状況



# 刈草の管理は徹底してください 下流のみなさんがたいへん困っています

農地や水路・農道の草刈時に刈草が水路へ落ち、流れ着いた草が下流の取水口や分水マスを塞ぎ、水路が溢れるという問題が頻発しています。

その度に下流域組合員のみなさんが草除去作業を強いられ大きな負担となっています。

草刈の際は水路に刈草が落ちないようにご注意ください。



多面的機能支払交付金活動を実施中の活動組織においては活動項目である刈草の適正管理を徹底してください。補助金交付主体である市町村担当窓口へ交付金活動の趣旨にそった適正な活動について、ご指導をいただいております。

## 掛け流しはお止めください



平成30年に撮影した当管内の写真  
左の水田は掛け流し  
右の水田はカラカラ

関係水利委員会や集落役員・地権者との話し合いでこの掛け流しは改善され、右の田んぼにも水を掛けることができました。平成30年度の異常洪水災害では水利委員会のご協力と組合員みなさまの平等の精神による深いご理解のもとブロック交互取水が各地域で実施され非常事態に対応していただきました。

平常時も渇水時も  
掛け流しはお止めいただき  
水資源の有効活用にご協力ください

頭首工や水路へ流れ込んだゴミや刈草は、通水の妨げとなり、取り除く為の作業や処分などの維持管理費が大きな負担となっております。冠水等の被害を及ぼすこととなりますので、ゴミは捨てないでください。



会津ふくしまのお米袋が泣いています(>\_<)

管内土地改良施設への不法投棄を  
発見したときは  
市町村担当窓口  
(環境課など)  
最寄りの駐在所  
土地改良区へ  
ご連絡ください

水路にゴミを捨てないで  
不法投棄は犯罪です

# 会津北部土地改良区 運営体制

本年度はこの体制で土地改良区の運営をおこないます。

## 令和元年度 理事・監事 事務局体制



TEL : 0241-22-7356  
FAX : 0241-22-7396

〒966-0017 福島県喜多方市関柴町三津井字前田454-1  
E-Mail info@aizuhokubu.or.jp



会津北部土地改良区 | 検索  
<http://www.aizuhokubu.or.jp/>

### 施設・水利に関する休日の緊急連絡先

事務局長 (事業管理課長兼務)	湯浅 裕治	遠藤 龍輔	川口 貴也
事業管理課	磯部 和孝		
総務課長	鈴木 秀優		
総務課	立川 基毅	菊地 悠樹	



# おしらせ

## 土地改良功労者表彰

平成31年2月28日 第60回福島県土地改良事業団体連合会会津支部総会において、永年の土地改良事業への功績を称えられ、穴澤貞夫理事が功労者表彰を受賞されました。今後とも土地改良区と地域の発展ため、ご尽力ご指導賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月14日 第61回福島県土地改良事業団体連合会通常総会において、湯浅事務局長が土地改良功労者表彰を受賞されました。

## 職員退職

神田弘行さん(前事務局長)が平成31年3月31日付けて退職されました。

昭和59年から35年間の長きにわたり会津北部土地改良区の発展並びに地域農業振興の為に、ご尽力くださいました。お身体ご自愛され 今後ますますのご活躍を祈念いたしております。



## 日中ひざわ湖まつり 今年も開催

日中ひざわ湖まつり実行委員会主催による日中ダムのお祭りが7月に開催されます。例年県内外から300名を超える方々が訪れモーターボートでのダム湖巡視体験、ロックフィル堤体のぼり、リフト車試乗、監査廊見学などを体験しながら、ダムや森、河川の役割に理解を深めていただいております。

会津北部地域の自然とのふれあいの中で日中ダムの大切さを知る絶好の機会ですのでご家族お誘いのうえ是非ご参加ください。

日中ダム管理所

検索

【開催日程】(予定)

令和元年 7月21日(日)  
午前9:30~午後2:30

※日程は天候等により変更となる場合がありますので福島県大峠・日中総合管理事務所のWebページなどでご確認ください。

## 管内農業用水のかんがい期間は 5月6日から9月6日

当管内における河川の流水利用は、河川管理者国土交通省から許可を得た水利使用規則に基づく法定水利権によるものです。河川の流水を河川管理者の許可なく利用することは河川法に違反します。違反すると河川管理者からの改善指導や代執行、最悪の場合は水利権が取り消され、水を利用できなくなります。

法定許可水利権は年間総取水量、期別の最大取水量、取水の目的など細かく規定されており、土地改良区で利用できる水量には制限があります。

非かんがい期(9月7日から12月31日・翌1月1日から5月5日まで)の取水は土地改良施設の管理を目的とし、施設維持用水として利用を許可されています。地区内の水田で苗代や直播に利用する用水、防火・冬期間消雪などの生活用水はこの維持用水の許可量の範囲で、流れている水を利用することに何ら問題ありません。

土地改良施設の多面的機能発揮の観点から非かんがい期においても

通水に努めておりますが、増水や通水をお約束するものではありません。

施設の点検や工事・大雨などで止水する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



平成31年4月1日に改正土地改良法が施行されました。  
改正では組織運営の適正化、管理施設の現在価値明確化で将来の施設更新などに備えるため、複式による会計処理・貸借対照表作成・財務諸表の公表、員外監事制度導入の義務化、さらに准組合員制度の新設、総代選挙方法の変更、理事監事構成要件など大幅な内容となつていきます。  
今後、適用基準年度(令和4年度)までに法に基づき各種改定を行ってまいります。

### 改正 土地改良法施行

「あぶないよ」とひと言お声がけください。  
農業用水路は水量が少なくても急に水かさが増すなど、たいへん危険です。農業作業の際はご注意ください。  
また、小さいお子さんや学童などを見かけた際は水路に近寄らないよう



水路や川には近寄らないで  
事故防止ご協力ください

# こんなときは届出を忘れずに

土地改良区の組合員変更、賦課金納入の義務・土地原簿内容の修正などは、法務局・市町村担当部局・農業委員会などの手続きだけでは変更されません。  
忘れずに土地改良区へ手続き書類の提出をお願いいたします。

- 農地を異動したとき(売買・利用権設定・交換など)
- 組合員が亡くなったとき(相続など)
- 農業者年金受給または農業経営を移譲したとき
- 生前一括贈与・住所等の変更



組合員資格  
得喪の通知書

土地改良区の組合員(土地改良事業参加資格者)は土地改良法第3条の規定により耕作者(使用収益権者)または所有者となります。どちらが組合員となるかは強制ではなく任意です。所有者と耕作者の両方で調整のうえ、組合員が変更となる場合は資格得喪の通知書を提出してください。

なお、平成31年4月改正土地改良法の施行により農地の耕作権が異動したのちも所有者が引続き土地改良区の組合員(土地改良事業参加資格者)となる場合、農業委員会の承認制から届出制へ変更となり事務手続きの簡素化がなされました。

これにより、土地改良区へ資格得喪の通知書を提出いただく際に、新たに農業委員会への届出書類の提出や組合員資格の確認も併せてお願いすることがございますのでご了承ください。



※ ご注意ください 未納賦課金は農地へ継承されます ※

賦課金は土地へ賦課されています。売買などで農地を異動した際、その農地に未払の賦課金があった場合は土地改良法第42条の規定により、農地を取得した方がその滞納賦課金を継承し、納付しなければなりません。農地異動の際は特にご注意ください。

- 農地を農地以外に転用するとき
- 農地が公共事業によって買収されたとき



農地転用等の通知書  
地区除外申請書

「農地転用許可申請に要する意見書交付願」の申請期日は毎月25日です。25日前までの申請であっても当該月末までの意見書交付をお約束するものではありません。申請はお早めをお願いいたします。土地改良区からの意見書交付には 決済金の納付、現地確認手数料・同意書発行手数料の納入が必要です。

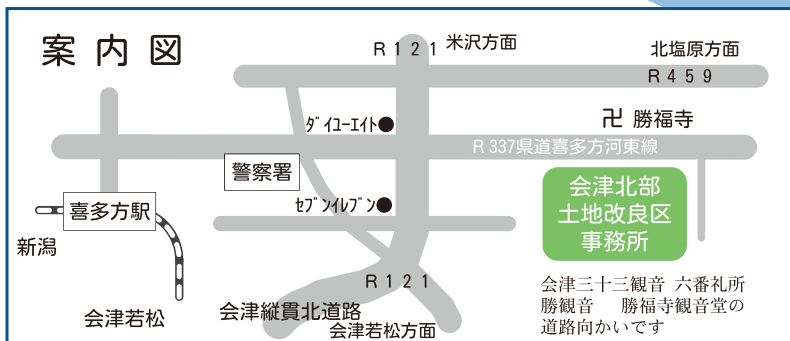
決済金とは 対象農地が土地改良事業区域から除外されることにより、残された組合員の土地改良事業経費負担が増としないようにする為、将来発生が見込まれる施設維持管理・更新費用等の事業経費や既に発生している償還金を前もって一括で納める土地改良法に規定されている制度です。このため決済金納入の外に地区除外年度の各種賦課金はそのまま賦課し納付いただきますのでご注意ください。

また、公共事業による買収転用に伴う地区除外においても決済金の納入が必要ですのでご注意ください。

### 【令和元年度 決済金】

- 日中ダム水系地区決済金 71,200円/10a
- 遠田貝沼揚水機水系地区決済金 8,500円/10a
- 遠田第二揚水機水系地区決済金 11,400円/10a

※左記決済金の外に各地域の事業償還特別賦課の対象農地である場合は、別途償還金相当分の金額が加算されます。



〒966-0017  
 福島県喜多方市関柴町三津井字前田454-1  
 電話番号 0241-22-7356  
 業務時間  
 平日 午前8時30分から午後5時15分まで